

# 官報

## 号外 昭和三十三年三月十三日

### ○第二十六回 参議院會議録第十三号

昭和三十三年三月十三日(水曜日)午前十一時一分開議

議事日程 第十二号

昭和三十三年三月十三日

午前十時開議

第一 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)  
(委員長報告)

第二 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)  
(委員長報告)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗讀を省略いたします。

一昨十一日修正議決した左の議案は、即日これを衆議院に送付した。

食品衛生法の一部を改正する法律案(第二十四回国会内閣提出、本院統制審査)

去る七日委員長から提出した左の公聴会開会承認要求に対し議長は、一昨十一日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(予備審査)  
一、公聴会の問題 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案について  
一、公聴会の月日 昭和三十三年三月十九日

右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条により要求する。  
昭和三十三年三月七日  
運輸委員長 戸叶 武  
参議院議長松野鶴平殿

一昨十一日本院は、裁判官訴追委員予備員井村徳二君の辞任を許可し、その補欠として林田正治君を選任し、即日その旨を本院事務総長から裁判官訴追委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。

昨十二日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

物品税法を廃止する法律案(春日一幸君外十二名提出)  
酒税法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎君外十二名提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。  
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案  
内閣委員会に付託  
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案  
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。  
たばこ専売法の一部を改正する法律案(平林剛君外二十八名発議)  
同日委員長から左の報告書を提出した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書  
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣から、国土総合開発審議会委員である小澤久太郎君から同委員辞任の申出があったので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。  
同日内閣から、日本ユネスコ国内委員会委員である松平勇雄君から同委員辞任の申出があったので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を承認した旨回答した。  
第二十六回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

外務省国際協力局長心得 森 治樹君  
同日内閣総理大臣から議長宛、外務省国際協力局長心得森治樹君(前掲の議長承認のとおり)を第二十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日外務省国際協力局長河崎一郎君は転任したので政府委員は自然消滅となった。  
○議長(松野鶴平君) これより本日の會議を開きます。

この際、御報告いたします。  
内閣から、国土総合開発審議会委員小澤久太郎君、日本ユネスコ国内委員会委員松平勇雄君の辞任に伴り後任者を指名せられたいとの要求がございまして、つきましては、この際、日程に追加して、国土総合開発審議会委員及び日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。  
○宮田重文君 ただいまの選挙は、その手続を省略いたしましたので、いずれも議長において指名せられんことの動議を提出いたします。  
○柴谷要君 私は、ただいまの宮田君の動議に賛成をいたします。  
○議長(松野鶴平君) 宮田君の動議に御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。  
よつて議長は、国土総合開発審議会委員に酒井利雄君、日本ユネスコ国内委員会委員に西岡ハル君を指名いたします。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。  
内閣から、衆議院議員二階堂進君を海外移住審議会委員に任命することに

ついて本院の議決を求めて参りました。

昭和三十三年三月十三日 参議院會議録第十三号 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

同君が同委員につくことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 給員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて、同君が海外移住審議会委員につくことができる決議されました。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長山本米治君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十三年三月四日

内閣総理大臣 岸 信介

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六

十三号)の一部を次のように改正する。別表第四名称の欄中「三瀬谷簡易裁判所」を「大台簡易裁判所」に、

大阪府南河内郡古市町	大阪府南河内郡南大阪町
奈良県磯城郡桜井町	桜井市
和歌山県東牟婁郡本宮村	和歌山県東牟婁郡本宮町
三重県多気郡三瀬谷町	三重県多気郡大台町
広島県加茂郡竹原町	広島県豊田郡竹原町
三本木市	三和田市
北海道上山郡名寄町	名寄市

「三本木簡易裁判所」を「三和田簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中次の表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に改める。

別表第五表武蔵野簡易裁判所の管轄区域の欄中「久留米村」を「久留米町」に、同表青梅簡易裁判所の管轄区域の欄中「西多摩村」を「羽村町」に改め、同表藤沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「渋谷村」、同表平塚簡易裁判所の管轄区域の欄中「大野町」、同表厚木簡易裁判所の管轄区域の欄中「神田村」城島村 岡崎村」並びに同表浦和簡易裁判所の管轄区域の欄中「水谷村」を削り、同表川口簡易裁判所の管轄区域の欄中「安行村」戸塚村 大門村 野田村」を「美園村」に改め、同表久喜簡易裁判所の管轄区域の欄中「大越村」を削り、同表越谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「湖止村 八幡村 八条村」を「八潮村」に、彦成村 早稲田村 東和

村 松伏領村」を「三郷村 松伏村」に改め、同表川越簡易裁判所の管轄区域の欄中「鶴瀬村 南畑村」を「富士見村」に、「豊岡町」を「武蔵町」に改め、「金子村 藤沢村 宮寺村」を削り、同表飯能簡易裁判所の管轄区域の欄中「高萩村」、「東吾野村 原市場村」及び「吾野村」を削り、同表小川簡易裁判所の管轄区域の欄中「槻川村 大河原村」を「東秩父村」に改め、同表秩父簡易裁判所の管轄区域の欄中「油山村 影森村」を「影森町」に改め、「上吉田村」、「倉尾村」及び「三田川村」を削り、同表市川簡易裁判所の管轄区域の欄中「南行徳町」を削り、同表日立簡易裁判所の管轄区域の欄中「高萩市」を「高萩市 北茨城市」に改め、同表常陸太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「天

下野村 高倉村」を削り、「賀美村 小里村」を「里美村」に、「檜沢村 小瀬村 長倉村 八里村 磯郷村」を「美和村 緒川村」に改め、同表土浦簡易裁判所の項を次のように改める。

茨城県の内	茨城県の内
土浦市 筑波郡	土浦市 筑波郡
新治郡の内	新治郡の内
出島村 新治村	出島村 新治村
桜村	桜村
稲敷郡の内	稲敷郡の内
阿見町 美浦村	阿見町 美浦村

同表龍ヶ崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「阿波村」を削り、同表取手簡易裁判所の項を次のように改める。

茨城県の内	茨城県の内
北相馬郡	北相馬郡

同表麻生簡易裁判所の管轄区域の欄中「若松村」、同表下妻簡易裁判所の管轄区域の欄中「筑波郡の内 吉沼村 北相馬郡の内 内守谷村 菅生村」及び同表大田原簡易裁判所の管轄区域の欄中「常根村」を削り、同表栃木簡易裁判所の管轄区域の欄中「瑞穂村 水代村」を「大平村」に改め、「小野寺村 富山村 静和村」を削り、同表小山簡易裁判所の管轄区域の欄中「絹村」を「桑絹村」に改め、

「桑村」及び「寒川村」を削り、同表前橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「木瀬村」を「城南村」に、「横野村」を「赤城村」に改め、「荒砥村」及び「敷島村」を削り、同表太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「太崎町」を「新田町」に改め、「生品村」及び「絹打村」を削り、同表三島簡易裁判所の管轄区域の欄中「下狩野村」及び「西豆村」を削り、同表浜松簡易裁判所の管轄区域の欄中「田原村」を削り、「浅羽村」を「浅羽町」に改め、同表二俣簡易裁判所の管轄区域の欄中「光明村 龍川村 熊村 上阿多古村 下阿多古村」及び「城西村」を削り、「浦川町 山香村 佐久間村」を「佐久間町」に改め、同表甲府簡易裁判所の管轄区域の欄中「龍王村 玉橋村」を「龍王町」に、「御影村 田之岡村」を「八田村」に改め、「東山梨郡の内」を削り、同表日下部簡易裁判所の項を次のように改める。

山梨県の内	山梨県の内
日下 山梨市 塩山市 東山梨郡	日下 山梨市 塩山市 東山梨郡

同表富士吉田簡易裁判所の管轄区域の欄中「船津村 小立村」を「河口湖町」に改め、「大石村 河口村」を削り、同表長野簡易裁判所の管轄区域の欄中「西条村」及び「川中島村」を削り、「牧郷村 更府村 稲荷山桑原町」を「信更村 稲荷山町」に、「信田

村 昭和村を「川中島町」に改め、

同表豊代簡易裁判所の管轄区域の欄中「倉科村」を削り、同表岩村田簡易裁判所の管轄区域の欄中「伍賀村」を「御代田町」に改め、「御代田村」及び「小沼村」を削り、同表三条簡易裁判所の管轄区域の欄中「福島村」を「栄村」に改め、同表長岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「今町」及び「大面村」を削り、同表高田簡易裁判所の管轄区域の欄中「水原村」を削り、「杉野沢村 妙高々原村」を「妙高々原町」に改め、同表直江津簡易裁判所の管轄区域の欄中「米山村」を削り、同表大阪池田簡易裁判所の管轄区域の欄中「池田市」を「池田市 箕面市」に改め、同表吹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「味生村 味舌町」を「三島町」に改め、同表茨木簡易裁判所の管轄区域の欄中「富田町」及び「豊川村 鳥飼村」を削り、同表枚方簡易裁判所の管轄区域の欄中「寝屋川市」を「寝屋川市」に改め、同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「美木多村」を削り、「平尾村 黒山村 丹比村 丹南村」を「美原町」に改め、同表富田林簡易裁判所の項を次のように改める。

大阪府の内	富田林市 河内長野市
富田林市	南河内郡の内
河内郡の内	河南町 太子町 千早赤阪村

同表古市簡易裁判所の管轄区域の欄中「古市町」を「南大阪町」に改め、「国分町 駒ヶ谷村 西浦村 植生村 高鷲町」を削り、同表岸和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「貝塚市」を「貝塚市 和泉市」に改め、「和泉町」及び「北池田村 北松尾村 南池田村 横山村 南横山村 南松尾村」を削り、同表舞鶴簡易裁判所の管轄区域の欄中「由良村」を削り、同表綾部簡易裁判所の管轄区域の欄中「何鹿郡」及び同表和田山簡易裁判所の管轄区域の欄中「養父郡の内」を削り、同表入鹿簡易裁判所の項を次のように改める。

兵庫県の内	養父郡の内	美方郡の内	村岡町 美方町
柳生	奈良県の内	添上郡の内	柳生村 月瀬村 東里村 狭川村 大柳生村 山辺郡の内 山添村
桜井	奈良県の内	奈良郡の内	山辺郡の内 山添村
大和郡の内	磯城郡の内	大和郡の内	初瀬町

同表葛城簡易裁判所の管轄区域の欄中「大和高田市」を「大和高田市 樫原市」に改め、「耳成村」「川東村」「多村」及び「都村 平野村」を削り、同表吉野簡易裁判所の項を次のように改める。

奈良県の内	吉野郡の内	吉野町 下市町 大淀町 天川村 黒滝村 川上村 吉野町 川上村 上北山村 下北山村
和歌山県の内	田辺市	西牟婁郡の内 牟婁町 大塔村 上富田町 富田川町 富田村 白浜町 中辺路町 日置川町 日高郡の内 南部町 南部川村 龍神村

同表すさみ簡易裁判所の管轄区域の欄中「日置町 三舞村」を削り、同表串本簡易裁判所の管轄区域の欄中「田原村 高池町 明神村 小川村 七川村 三尾川村 西向町」を「古座川町」に改め、同表御坊簡易裁判所の管轄区域の欄中「船着村 川中村 川上村 切目村」を「中津村 美山村」に改め、「真妻村 船原村」を「安住村」に改め、「寒川村」を削り、同表新宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「小口村 三津ノ村 高田村」を「熊野川町」に改め、同表本宮簡易裁判所の項を次のように改める。

和歌山県の内	東牟婁郡の内	本宮町
同表昭和簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊明村」を「豊明町」に改め、同表新城市簡易裁判所の管轄区域の欄中「八名郡」を削り、同表津簡易裁判所の管轄区域の欄中「河芸郡 安濃郡」を「安芸郡」に改め、同表伊勢簡易裁判所の管轄区域の欄中「下外城田村」を削り、同表三瀬谷簡易裁判所の項を次のように改める。		
三重県の内	多気郡の内	大台町 宮川村 大杉谷村 度会郡の内 大宮町 紀勢町 大内山村

同表御嵩簡易裁判所の管轄区域の欄中「下麻生町」「久田見村 潮南村 福地村 蘇原村 黒川村」及び「佐見村」を削り、同表高山簡易裁判所の管轄区域の欄中「川西村」を削り、同表輪島簡易裁判所の管轄区域の欄中「剣地村 町野町」並びに同表珠洲簡易裁判所の管轄区域の欄中「鶴川町」を削り、同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「中野村 瀬野村 畑賀村 東海田町」を「瀬野川町 海田町」に、「海田市町 中山村 温品村」を「安芸町」に、「井口村 砂谷村 水内村 上水内村」を「湯来町」に改め、「平良村 原村 宮内村 地御前村」を削り、同表安芸西条簡易裁判所の項を次のように改める。

広島県の内	賀茂郡の内	西条町 寺西町 八本松町 志和町 高屋町 造賀村 河内町 大和町 福栄町 福富町 安芸郡の内 熊野跡村
同表加計簡易裁判所の項を次のように改める。		
広島県の内	山原郡の内	加計町 戸河内町 筒賀村 芸北町

昭和三十三年三月十三日 参議院會議録第十三号 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十三年三月十三日 参議院會議録第十三号 下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案

の欄中「原村」を「豊平町」に改め、同表簡易裁判所の項及び竹原簡易裁判所の項を次のように改める。

<p>竹原</p> <p>広島県の内</p> <p>豊田郡の内</p> <p>竹原町 木江町</p> <p>東野村 大崎町</p> <p>豊町 豊浜村 忠</p> <p>海町 瀬戸田町</p> <p>安芸津町</p>	<p>呉</p> <p>広島県の内</p> <p>呉市</p> <p>安芸郡の内</p> <p>音戸町 倉橋町</p> <p>江田島町 下蒲刈</p> <p>島村 蒲刈町</p> <p>賀茂郡の内</p> <p>黒瀬町</p> <p>佐伯郡の内</p> <p>大柿町 能美町</p> <p>沖美町</p> <p>豊田郡の内</p> <p>安浦町 安登村</p> <p>川尻町</p>
--	---

同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「高坂村」及び「赤坂村 浦崎村」並びに同表福山簡易裁判所の管轄区域の欄中「納町」及び「熊野村 水呑町 津之郷村 瀬戸村」を削り、同表徳山簡易裁判所の管轄区域の欄中「三丘村 高水村 勝間村 八代村」を「熊毛町」に改め、同

表岩国簡易裁判所の管轄区域の欄中「坂上村」を削り、「玖珂町」を「玖珂町 美和町（大字北中山、秋掛、生見、下畑及び阿賀を除く）」に改め、同表本郷簡易裁判所の管轄区域の欄中「美和村」を「美和町大字北中山、秋掛、生見、下畑及び阿賀」に改め、同表柳井簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊保庄村 阿月村」、同表岡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「瀬谷村 岩田村 日近村 大井村」、同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「琴浦町」及び同表玉島簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉備郡の内」を削り、同表鳥取簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇倍野村 大成村」を「国府町」に、同表若松簡易裁判所の管轄区域の欄中「入東村 安部村」を「八頭村」に、同表米子簡易裁判所の管轄区域の欄中「米子市」を「米子市 境港市」に改め、同表久留米簡易裁判所の管轄区域の欄中「大善寺町」及び同表佐賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「小城市の内 南山村 北山村」を削り、同表小城市簡易裁判所の項を次のように改める。

小城市の内	佐賀県の内
多久市	小城市

同表武雄簡易裁判所の管轄区域の欄中「橋下村」及び同表白石簡易裁判所の管轄区域の欄中「北有明村」を削り、同表唐津簡易裁判所の管轄区域の欄中「浜崎町 玉島村」を「浜崎玉島町」に、「有浦村」を「文海町」に、同表呼子簡易裁判所の管轄区域の欄中「植賀村 名護屋村 打上村」を「鎮西町」に改め、同表大瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「江島村」を削り、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「堂崎村」を削り、「多比良町 土黒村」を「国見町」に、「西郷村 大正村」を「踏穂村」に改め、同表佐世保簡易裁判所の項を次のように改める。

有川	長崎県の内
有川町 新魚目町	南松浦郡の内
上五島町 奈良尾町 若松町	

佐世保	佐世保市
東彼杵郡の内	
波佐見町 川棚町 宮村	
北松浦郡の内	
小値賀町 宇久町	

同表熊本簡易裁判所の管轄区域の欄中「瀬田村 陣内村」、「護川村 平真城村」及び「錦野村」を削り、「不知火村 松合町」を「不知火町」に改め、同表荒尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「腹赤村 六栄村」を「腹赤村」に改め、同表山鹿簡易裁判所の項を次のように改める。

山鹿	熊本県の内
山鹿市 鹿本郡	
菊池郡の内	
旭志村 菊池町 七城村	

同表高森簡易裁判所の管轄区域の欄中「柏村」を「蘇陽町（大字馬見原、長崎、滝上、柳井原、大野、白石、神ノ前、方ヶ野、菅尾、花上、八木、今、米迫、堀出迫及び塩原）」に改め、同表矢部簡易裁判所の管轄区域の欄中「朝日村」を「清和村」に、「馬見原町 菅尾村」を「蘇陽町大字馬見原、長崎、滝上、柳井原、大野、白石、神ノ前、方ヶ野、菅尾、花上、八木、今、米迫、堀出迫及び塩原」に改め、「小峯村」を削り、同表八代簡易裁判所の管轄区域の欄中「二見村」及び同表水俣簡易裁判所の管轄区域の欄中「久木野村」を削り、同表天草簡易裁判所の管轄区域の欄中「島子村」を「有明村」に、「都呂々村 福速木村 下田村 高浜村 松島村」を「天草町 松島町」に改め、「大浦村 須子村 赤崎村 上津浦村 下津浦村 楠浦村」を削り、同表牛深簡易裁判所の管轄区域の欄中「大江村」及び「宮野河内村」を削り、同表伊集院簡易裁判所の管轄区域の欄中「郡山村 下伊集院村」を「郡山町」に、同表種子島簡易裁判所の管轄区域の欄中「南種子村」を「南種子町」に改め、同表名瀬簡易裁判所の管轄区域の欄中「古仁屋町」を「瀬戸内町」に改め、「西方村 実久村 鎮西村」及び「早町村」を削り、同表大隅簡易裁判所の管轄区域の欄中「市成村」を「輝北町」に改め、「野方村」を削り、同表加世田簡易裁判所の管轄区域の欄中「勝目村」を削り、「田布施村 阿多村」を「金峰町」に改め、同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「永利村」及び「高江村」並びに同表鹿屋簡易裁判所の管轄区域の欄中「百引村」を削り、同表福島簡易裁判所の管轄区域の欄中「飯會村 大館村」を「飯館村」に改め、同表三春簡易裁判所の管轄区域の欄中「宮城村」を「中田村」に改め、「御館村」を削り、同表相馬簡易裁判所の管轄区域の欄中「石神村」を削り、同表盛岡簡易裁判

所の管轄区域の欄中「田山村 荒沢村」を「安代町」に改め、同表岩泉簡易裁判所の管轄区域の欄中「小本村」及び「大川村 有芸村 安家村」を削り、同表秋田簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊川村」を削り、「面湯村 一日市町」を「八郎湯町」に改め、同表男鹿簡易裁判所の管轄区域の欄中「払戸村 湯西村」を「琴浜村」に改め、同表横手簡易裁判所の管轄区域の欄中「浅舞町」を「平鹿町」に改め、「吉田村」を削り、同表大曲簡易裁判所の管轄区域の欄中「金沢町」を削り、「飯詰村 金沢西根村」を「仙南村」に改め、同表角館簡易裁判所の管轄区域の欄中「神代村 生保内町 田沢村 楡木内村 西明寺村」を「田沢湖町 西木村」に改め、同表青森簡易裁判所の管轄区域の欄中「後湯村」を削り、同表三本木簡易裁判所の名称の欄中「三本木」を「十和田」に、同簡易裁判所の管轄区域の欄中「三本木市」を「十和田市」に、同表滝川簡易裁判所の管轄区域の欄中「新十津川村」を「新十津川町」に、同表若小簡易裁判所の管轄区域の欄中「早来村」を「早来町」に改め、同表小樽簡易裁判所の管轄区域の欄中「美国郡」及び同表富良野簡易裁判所の管轄区域の欄中

「東山村」を削り、同表名寄簡易裁判所の管轄区域の欄中「中川郡(天塩国)」を「名寄市 中川郡(天塩国)」に改め、「名寄町」を削り、同表北見簡易裁判所の管轄区域の欄中「相内村」同表遠軽簡易裁判所の管轄区域の欄中「若佐村」同表高松簡易裁判所の管轄区域の欄中「鶴羽村 鴨部村」並びに同表三本木簡易裁判所の管轄区域の欄中「前田村 井戸村 林村」「三谷村 川添村」及び「造田村」を削り、同表丸亀簡易裁判所の管轄区域の欄中「高見島村 佐柳島村」及び「松山村 王越村」を削り、「坂本村 法興寺村」を「飯山町」に改め、同表普通寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「長炭村 造田村 美合村」を「琴南村」に改め、同表鳴門簡易裁判所の管轄区域の欄中「北灘村」を削り、同表高知簡易裁判所の項を次のように改める。

高知県の内  
高知市  
土佐郡の内  
土佐山村 鏡村  
本川村  
長岡郡の内  
後免町 野田村  
岡豊村 香長村  
介良村 大津村

高知  
大豊村 大字 久寿軒、馬瀬、北川、戸手野及び角茂谷 香美郡の内  
土佐山田町 大字 上穴内、榎合、繁藤、北滝本及び角茂谷  
吾川郡の内  
伊野町 吾北村  
春野村  
高岡郡の内  
日高村 高岡町  
新居村 宇佐町

同表本山簡易裁判所の管轄区域の欄中「角茂谷、榎合、上穴内、北滝本及び繁藤」を「及び角茂谷」に改め、同表赤岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「美良布町 土佐山田町」を「大宮町」に、「榎山村 上菲生村」を「物部村 土佐山田町(大字 上穴内、榎合、繁藤、北滝本及び角茂谷を除く)」に改め、「晴霞村」を削り、同表須崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「上半山村 下半山村」を「葉山村」に改め、同表中村簡易裁判所の管轄区域の欄中「白田川村」及び同表西条簡易裁判所の管轄区域の欄中「新居郡の内 加茂村 大保木村」を削り、同表新居浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「新居浜市 新居 中 新居郡の内」を「新居浜市 新居 角野町」に改める。

附則

- この法律は、昭和三十三年五月一日から施行する。
- この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

〔山本米治君登壇、拍手〕

○山本米治君 ただいま上程されました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過とその結果について御報告いたします。

この法律案の改正点は、第一に、市町村の廢置分合または名称変更に伴い、三瀬谷及び三本木各簡易裁判所の名称を変更し、第二に、町村の廢置分合あるいは交通上の都合等に伴い、川越簡易裁判所外三十一カ所の簡易裁判所の管轄区域を変更し、第三に、この法律の別表について、市町村の廢置分合、名称変更等に伴い、当然必要とされる第四、第五表の整理を行うとするものであります。

委員会におきましては、慎重に審議をいたしまして、いまだ開庁してない六カ所の簡易裁判所の状況等について質疑がなされましたが、これらの詳細は、会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

討論に入りましては、格別に発言もなく、採決いたしましたところ、全会

一致をもって、政府原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、簡単な御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長本多市郎君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十三年三月四日

内閣総理大臣 岸 信介

昭和三十三年三月十三日 参議院會議録第十三号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 この法律において「認定出先機関」とは、支庁及び地方事務所以外の都道府県の出先機関のうち、そこで国会議員の選挙等の執行に関する事務が行われるもので、自治庁長官が当該事務の処理に要する経費を交付する必要があると認定したものをいう。

第四条第一項の表を次のように改める。

投票区 の 選挙人数	区市町村			
	区	市	町	村
五百人未満	平日 五八三九円 土曜日 八五四五円	平日 五五二五円 土曜日 七、九七七円	平日 一〇、一八三円 土曜日 三、九三三円	平日 六、三三三円 土曜日 六、三三三円
一千人未満	平日 八、三三三円 土曜日 一一、九五一円	平日 六、一〇八円 土曜日 八、九七七円	平日 一〇、〇三三円 土曜日 三、五七七円	平日 六、〇〇七円 土曜日 七、五二二円
二千人未満	平日 九、九〇五円 土曜日 一三、九六四円	平日 九、三三四円 土曜日 一二、九三三円	平日 一六、三三三円 土曜日 六、六二二円	平日 八、五九一円 土曜日 一〇、〇四九円
三千人未満	平日 一一、二七七円 土曜日 一六、六三七円	平日 一一、二七七円 土曜日 一三、三三七円	平日 一八、八八七円 土曜日 八、八八七円	平日 一〇、二六六円 土曜日 一三、三三七円
五千人未満	平日 一五、〇七二円 土曜日 二〇、四八三円	平日 一三、九四三円 土曜日 一八、八八七円	平日 二〇、三三九円 土曜日 一〇、三三九円	平日 一三、三三七円 土曜日 一三、三三七円
一万人未満	平日 一九、五七七円 土曜日 二六、三三三円	平日 一八、〇四三円 土曜日 二四、三三三円	平日 二九、七二二円 土曜日 一三、三三七円	平日 一六、六六七円 土曜日 一六、六六七円
一万五千人未満	平日 二七、三三三円 土曜日 三三、七七七円	平日 二五、〇九三円 土曜日 三三、七七七円	平日 四二、〇九三円 土曜日 一八、三三七円	平日 二二、三三七円 土曜日 二二、三三七円
二万人以上	平日 三三、七七七円 土曜日 四一、一一一円	平日 三三、七七七円 土曜日 四一、一一一円	平日 五三、〇七七円 土曜日 三三、三七七円	平日 二七、三三七円 土曜日 二七、三三七円

第四条第二項の表を次のように改める。

投票区 の 選挙人数	区市町村			
	区	市	町	村
五百人未満	平日 三、三三三円 土曜日 六、〇〇八円	平日 三、三三三円 土曜日 三、三三三円	平日 三、三三三円 土曜日 三、三三三円	平日 三、三三三円 土曜日 三、三三三円
一千人未満	平日 四、九〇五円 土曜日 八、〇三三円	平日 四、九〇五円 土曜日 四、九〇五円	平日 四、九〇五円 土曜日 四、九〇五円	平日 四、九〇五円 土曜日 四、九〇五円
二千人未満	平日 六、四七七円 土曜日 一〇、六〇五円	平日 六、四七七円 土曜日 六、四七七円	平日 六、四七七円 土曜日 六、四七七円	平日 六、四七七円 土曜日 六、四七七円
三千人未満	平日 八、〇四九円 土曜日 一二、一七七円	平日 八、〇四九円 土曜日 八、〇四九円	平日 八、〇四九円 土曜日 八、〇四九円	平日 八、〇四九円 土曜日 八、〇四九円
五千人未満	平日 九、六二二円 土曜日 一四、七五〇円	平日 九、六二二円 土曜日 九、六二二円	平日 九、六二二円 土曜日 九、六二二円	平日 九、六二二円 土曜日 九、六二二円
一万人未満	平日 一三、三三七円 土曜日 一八、五〇五円	平日 一三、三三七円 土曜日 一三、三三七円	平日 一三、三三七円 土曜日 一三、三三七円	平日 一三、三三七円 土曜日 一三、三三七円
一万五千人未満	平日 一六、六六七円 土曜日 二一、八〇五円	平日 一六、六六七円 土曜日 一六、六六七円	平日 一六、六六七円 土曜日 一六、六六七円	平日 一六、六六七円 土曜日 一六、六六七円
二万人以上	平日 二〇、三三七円 土曜日 二五、五〇五円	平日 二〇、三三七円 土曜日 二〇、三三七円	平日 二〇、三三七円 土曜日 二〇、三三七円	平日 二〇、三三七円 土曜日 二〇、三三七円

第四条第三項中「二千七十五円」を「二千七百八十八円」に、「千四百三十七円」を「千四百四十円」に改める。

第四条第六項の表を次のように改める。

投票区 の 選挙人数	区市町村			
	区	市	町	村
五百人未満	三三三五円	三三三五円	三三三五円	三三三五円
一千人未満	三三三五円	三三三五円	三三三五円	三三三五円
二千人未満	三三三五円	三三三五円	三三三五円	三三三五円
三千人未満	三三三五円	三三三五円	三三三五円	三三三五円

第四条第七項中「十二軒」を「十キロメートル」に改める。

三千人未満	五千人未満	一万人未満	一万五千人未満	二万人未満	二万人以上
三五五	六三五	七八五	一、一三五	一、五三五	一、〇三五

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村		
	区	市	町村
一千人未満	七、八〇七	七、三八七	五、四六八
二千人未満	九、〇九一	八、五六三	六、〇九一
三千人未満	一一、六三九	一一、八四七	八、一三九
四千人未満	一六、一四七	一五、〇七九	一〇、五六八
五千人未満	二〇、八六一	一九、四三九	一三、六〇二
一万人未満	二六、八〇九	二四、八八六	一七、〇九〇
一万五千人未満	三三、〇七五	二八、八二五	二〇、二二六
二万人未満	三五、六一七	三三、九八三	二二、〇一八
三万人以上	四四、三三三	四〇、九二七	二八、七八三

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村		
	区	市	町村
一千人未満	四、四二〇	四、〇三〇	二、二六一
二千人未満	五、三〇四	四、八二六	二、五八四
三千人未満	七、九五六	七、二五四	三、八七六
四千人未満	九、七二四	八、八六六	四、八四五
五千人未満	一二、三七六	一一、二八四	六、一三七
一万人未満	一六、三五四	一四、九一一	八、〇七五
一万五千人未満	一七、六八〇	一六、一一〇	八、七二一
二万人未満	二〇、三三二	一八、五二八	一〇、〇一三
三万人以上	二三、八六八	二一、七六二	一一、六二八

第五条第三項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村		
	区	市	町村
一千人未満	四、四二〇	四、〇三〇	二、二六一
二千人未満	五、三〇四	四、八二六	二、五八四
三千人未満	七、九五六	七、二五四	三、八七六
四千人未満	九、七二四	八、八六六	四、八四五
五千人未満	一二、三七六	一一、二八四	六、一三七
一万人未満	一六、三五四	一四、九一一	八、〇七五
一万五千人未満	一七、六八〇	一六、一一〇	八、七二一
二万人未満	二〇、三三二	一八、五二八	一〇、〇一三
三万人以上	二三、八六八	二一、七六二	一一、六二八

昭和三十三年三月十三日 参議院會議録第十三号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

第五條第四項の表を次のように改める。

一万人以上	一六三五四	一五七	一四九二	一三九九	八〇五	七五
一万五千人未満	一七六〇〇	一六四〇〇	一六二〇〇	一四〇〇〇	八七三	七三
二万人未満	二〇三三三	一八八六	一八五八	一七〇三	一〇〇三	九九
二万五千人以上	二三六八六	二二三四	二一七三	二〇六八	一九四四	

開票日の選挙人数	区市町村		
	区	市	町村
一千人未満	四、〇一〇円	三、六六〇円	二、〇五八円
二千人未満	四、八一二	四、三九二	二、三五二
三千人未満	七、二一八	六、五八八	三、五二八
三千人以上	八、八二二	八、〇五二	四、四一〇
五千人未満	一一、二二八	一〇、二四八	五、五八六
一万人未満	一四、八三七	一三、五四二	七、三五〇
一万人以上	一六、〇四〇	一四、六四〇	七、九三八
二万人未満	一八、四四六	一六、八三六	九、一一四
三万人以上	二一、六五四	一九、七六四	一〇、五八四

第五條第六項中「若しくは地方事務所所在地」を、「地方事務所若しくは認定出先機関所在地に、「七百五十円」を「七百九十五円」に改め、同條第七項中「都道府県庁の支庁又は地方事務所」を「都道府県の支庁、地方事務所又は認定出先機関」に、「十二軒」を「十キロメートル」に改める。

第六條第一項中「十三万一千七百八十八円」を「九万二千一百一十円」に改め、同條第二項中「五十五万九千四百三十三円」を「三十七万三千五百二十二円」に改める。

選挙会又は選挙分会が開かれる地	区		
	市	町	村
参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会	二二、〇六二円	二〇、八四六円	
選挙会又は選挙分会	四九、四三〇	四六、七二二	

第七條第一項の表を次のように改める。

選挙人数	選挙	
	都道府県	市区町村
(一) 二十万以上	円銭	円銭
(二) 三十万以上	六九五	七四八
(三) 四十万以上	六五八	七二九
(四) 五十万以上	六四四	六九七
(五) 六十万以上	六四四	六九七
(六) 七十万以上	五五八	八二六
(七) 百七十万以上	五七九	七九八
(八) 百万以上	四九七	七九八

第七條第三項中「若しくは地方事務所」を、「地方事務所若しくは認定出先機関」に、「若しくは地方事務所から」を、「地方事務所若しくは認定出先機関から」に、「十二軒」を「十キロメートル」に改める。



第九条第一項の表を次のように改める。

演説会場の施設の坪数	区市町村		区		市		町		村	
	開催の時	演説会場の坪数	開催の時	演説会場の坪数	開催の時	演説会場の坪数	開催の時	演説会場の坪数	開催の時	演説会場の坪数
五十坪未満	午前八時三十分から午後五時十分まで	五六〇円	午前八時三十分から午後五時十分まで	五六〇円	午前八時三十分から午後五時十分まで	五六〇円	午前八時三十分から午後五時十分まで	五六〇円	午前八時三十分から午後五時十分まで	五六〇円
五十坪以上	午後五時三十分まで	一、三六二円	午後五時三十分まで	一、三六二円	午後五時三十分まで	一、三六二円	午後五時三十分まで	一、三六二円	午後五時三十分まで	一、三六二円
百坪未満	午後五時三十分まで	五六〇円	午後五時三十分まで	五六〇円	午後五時三十分まで	五六〇円	午後五時三十分まで	五六〇円	午後五時三十分まで	五六〇円
百坪以上	午後五時三十分まで	一、四一〇円	午後五時三十分まで	一、四一〇円	午後五時三十分まで	一、四一〇円	午後五時三十分まで	一、四一〇円	午後五時三十分まで	一、四一〇円
百五十坪未満	午後五時三十分まで	五六〇円	午後五時三十分まで	五六〇円	午後五時三十分まで	五六〇円	午後五時三十分まで	五六〇円	午後五時三十分まで	五六〇円
百五十坪以上	午後五時三十分まで	一、四八九円	午後五時三十分まで	一、四八九円	午後五時三十分まで	一、四八九円	午後五時三十分まで	一、四八九円	午後五時三十分まで	一、四八九円

第九条第二項中「五百六十円」を「七百五十二円」に、「四百八十六円」を「六百八十六円」に、「三百八十八円」を「五百五十円」に改める。

第十条第一項の表を次のように改める。

演説会場の施設の坪数	区市町村		区		市		町		村	
	開催の時	演説会場の坪数	開催の時	演説会場の坪数	開催の時	演説会場の坪数	開催の時	演説会場の坪数	開催の時	演説会場の坪数
五十坪未満	午前八時三十分から午後五時十分まで	二二六五円	午前八時三十分から午後五時十分まで	二二六五円	午前八時三十分から午後五時十分まで	二二六五円	午前八時三十分から午後五時十分まで	二二六五円	午前八時三十分から午後五時十分まで	二二六五円
五十坪以上	午後五時三十分まで	四三六九円	午後五時三十分まで	四三六九円	午後五時三十分まで	四三六九円	午後五時三十分まで	四三六九円	午後五時三十分まで	四三六九円
百坪未満	午後五時三十分まで	四三六九円	午後五時三十分まで	四三六九円	午後五時三十分まで	四三六九円	午後五時三十分まで	四三六九円	午後五時三十分まで	四三六九円
百坪以上	午後五時三十分まで	六三六九円	午後五時三十分まで	六三六九円	午後五時三十分まで	六三六九円	午後五時三十分まで	六三六九円	午後五時三十分まで	六三六九円
百五十坪未満	午後五時三十分まで	四三六九円	午後五時三十分まで	四三六九円	午後五時三十分まで	四三六九円	午後五時三十分まで	四三六九円	午後五時三十分まで	四三六九円
百五十坪以上	午後五時三十分まで	六三六九円	午後五時三十分まで	六三六九円	午後五時三十分まで	六三六九円	午後五時三十分まで	六三六九円	午後五時三十分まで	六三六九円

第十条第二項中「千四百九十三円」を「二千四十四円」に、「千二百九十五円」を「千八百二十八円」に、「千三百四十四円」を「千四百六十八円」に改める。

昭和三十三年三月十三日 参議院会議録第十三号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

第十三条第一項第一号から第六号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	金額	選挙人の数	金額
五十万人未満	二八五、三〇〇円	五十万人以上	三三三、三〇〇円
五十万人以上	三三三、三〇〇円	五十万人以上	三三三、三〇〇円
五十万人以上	三三三、三〇〇円	五十万人以上	三三三、三〇〇円
五十万人以上	三三三、三〇〇円	五十万人以上	三三三、三〇〇円
五十万人以上	三三三、三〇〇円	五十万人以上	三三三、三〇〇円
五十万人以上	三三三、三〇〇円	五十万人以上	三三三、三〇〇円
五十万人以上	三三三、三〇〇円	五十万人以上	三三三、三〇〇円
五十万人以上	三三三、三〇〇円	五十万人以上	三三三、三〇〇円
五十万人以上	三三三、三〇〇円	五十万人以上	三三三、三〇〇円
五十万人以上	三三三、三〇〇円	五十万人以上	三三三、三〇〇円

二 都道府県の支庁又は地方事務所

三 認定出先機関

四 大都市

五 区

選挙人の数	金額	選挙人の数	金額
五万人未満	四〇八、七八五円	五万人以上	五三三、四五五円
五万人以上	五三三、四五五円	五万人以上	五三三、四五五円
五万人以上	五三三、四五五円	五万人以上	五三三、四五五円
五万人以上	五三三、四五五円	五万人以上	五三三、四五五円
五万人以上	五三三、四五五円	五万人以上	五三三、四五五円
五万人以上	五三三、四五五円	五万人以上	五三三、四五五円
五万人以上	五三三、四五五円	五万人以上	五三三、四五五円
五万人以上	五三三、四五五円	五万人以上	五三三、四五五円
五万人以上	五三三、四五五円	五万人以上	五三三、四五五円
五万人以上	五三三、四五五円	五万人以上	五三三、四五五円

六 市

選挙人の数	金額	選挙人の数	金額
三万人未満	一八九、四八八円	三万人以上	二七〇、二七〇円
三万人以上	二七〇、二七〇円	三万人以上	二七〇、二七〇円
三万人以上	二七〇、二七〇円	三万人以上	二七〇、二七〇円
三万人以上	二七〇、二七〇円	三万人以上	二七〇、二七〇円
三万人以上	二七〇、二七〇円	三万人以上	二七〇、二七〇円
三万人以上	二七〇、二七〇円	三万人以上	二七〇、二七〇円
三万人以上	二七〇、二七〇円	三万人以上	二七〇、二七〇円
三万人以上	二七〇、二七〇円	三万人以上	二七〇、二七〇円
三万人以上	二七〇、二七〇円	三万人以上	二七〇、二七〇円
三万人以上	二七〇、二七〇円	三万人以上	二七〇、二七〇円

七 町村

選挙人の数	金額	選挙人の数	金額
一千人未満	一七三、三〇〇円	一千人以上	二〇三、三〇〇円
一千人以上	二〇三、三〇〇円	一千人以上	二〇三、三〇〇円
一千人以上	二〇三、三〇〇円	一千人以上	二〇三、三〇〇円
一千人以上	二〇三、三〇〇円	一千人以上	二〇三、三〇〇円
一千人以上	二〇三、三〇〇円	一千人以上	二〇三、三〇〇円
一千人以上	二〇三、三〇〇円	一千人以上	二〇三、三〇〇円
一千人以上	二〇三、三〇〇円	一千人以上	二〇三、三〇〇円
一千人以上	二〇三、三〇〇円	一千人以上	二〇三、三〇〇円
一千人以上	二〇三、三〇〇円	一千人以上	二〇三、三〇〇円
一千人以上	二〇三、三〇〇円	一千人以上	二〇三、三〇〇円

昭和三十三年三月十三日 参議院會議録第十三号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

第十三条第二項各号列記以外の部分中「若しくはは地方事務所」を「地方事務所若しくはは認定出先機関」に改め、同項第一号から第六号までを次のように改める。

一 都道府県

金額	三三三〇円	四〇八七六円	四九六五三円	四九六九〇円	四九六五三円	五〇三三〇円	五〇七五三円
選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上百万人未満	百万人以上百二十五万人未満	百二十五万人以上百五十万人未満	百五十万人以上	三百万人以上
選挙人の数	都及び大都市のある府県	道及び他の府県	都及び大都市のある府県	都及び大都市のある府県	都及び大都市のある府県	都及び大都市のある府県	以上の府県
金額	五八、九九五円	五八、八八六円	六〇、二六五円	五九、九〇八円	六〇、九三五円	五七、〇四〇円	七五、四〇〇円
選挙人の数	二百五十万人以上	二百五十万人未満	二百五十万人以上	二百五十万人未満	二百五十万人以上	二百五十万人未満	三百万人以上
選挙人の数	都及び大都市のある府県	道及び他の府県	都及び大都市のある府県	道及び他の府県	都及び大都市のある府県	道及び他の府県	以上の府県

二 都道府県の支庁又はは地方事務所

三 認定出先機関

四 大都市

五 区

六 市

一五五、五〇〇円  
 七九、四〇八円  
 三七三、九七五円  
 二〇三、七七五円

金額	八四六六円	九〇一〇円	一三三〇六六円	一八五八九円	一八五八九円
選挙人の数	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
選挙人の数	満	上	上	上	上
金額	八九五三円	八九五三円	一六六三三円	二八、六六六円	四三、六三三円
選挙人の数	一千人未満	一千人以上二千九千人未満	三千人以上四万九千人未満	五万人以上九万九千人未満	十万人以上
選挙人の数	満	上	上	上	上
金額	八九五三円	八九五三円	一六六三三円	二八、六六六円	四三、六三三円
選挙人の数	一千人未満	一千人以上二千九千人未満	三千人以上四万九千人未満	五万人以上九万九千人未満	十万人以上
選挙人の数	満	上	上	上	上
金額	八九五三円	八九五三円	一六六三三円	二八、六六六円	四三、六三三円
選挙人の数	一千人未満	一千人以上二千九千人未満	三千人以上四万九千人未満	五万人以上九万九千人未満	十万人以上
選挙人の数	満	上	上	上	上

七 町村

金額	八九五三円	八九五三円	一六六三三円	二八、六六六円	四三、六三三円	五三、五七五円	六三、五三八円
選挙人の数	一千人未満	一千人以上二千九千人未満	三千人以上四万九千人未満	五万人以上九万九千人未満	十万人以上	十五万人以上	二十万人以上
選挙人の数	満	上	上	上	上	上	上
金額	八九五三円	八九五三円	一六六三三円	二八、六六六円	四三、六三三円	五三、五七五円	六三、五三八円
選挙人の数	一千人未満	一千人以上二千九千人未満	三千人以上四万九千人未満	五万人以上九万九千人未満	十万人以上	十五万人以上	二十万人以上
選挙人の数	満	上	上	上	上	上	上

第十三条第三項第一号から第六号までを次のように改める。

一 都道府県

金額	三三三〇円	四〇八七六円	四九六五三円	四九六九〇円	四九六五三円	五〇三三〇円	五〇七五三円
選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上百万人未満	百万人以上百二十五万人未満	百二十五万人以上百五十万人未満	百五十万人以上	三百万人以上
選挙人の数	都及び大都市のある府県	道及び他の府県	都及び大都市のある府県	都及び大都市のある府県	都及び大都市のある府県	都及び大都市のある府県	以上の府県
金額	四二、二〇〇円	四二、六六六円	四四、二〇〇円	四四、六六六円	四四、二〇〇円	四四、六六六円	五三、一〇〇円
選挙人の数	二百五十万人以上	二百五十万人未満	二百五十万人以上	二百五十万人未満	二百五十万人以上	二百五十万人未満	三百万人以上
選挙人の数	都及び大都市のある府県	道及び他の府県	都及び大都市のある府県	道及び他の府県	都及び大都市のある府県	道及び他の府県	以上の府県

二 都道府県の支庁又はは地方事務所

三 認定出先機関

四 大都市

五 区

六 市

一五、一六〇円  
 七、五八〇円  
 四四、一〇〇円  
 一、二〇、三〇〇円

金額	二、一九六六円	三、三六六〇円	七、三三〇〇円	一〇、九八〇〇円	一〇、九八〇〇円
選挙人の数	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
選挙人の数	満	上	上	上	上
金額	二、一九六六円	三、三六六〇円	七、三三〇〇円	一〇、九八〇〇円	一〇、九八〇〇円
選挙人の数	一千人未満	一千人以上二千九千人未満	三千人以上四万九千人未満	五万人以上九万九千人未満	十万人以上
選挙人の数	満	上	上	上	上
金額	二、一九六六円	三、三六六〇円	七、三三〇〇円	一〇、九八〇〇円	一〇、九八〇〇円
選挙人の数	一千人未満	一千人以上二千九千人未満	三千人以上四万九千人未満	五万人以上九万九千人未満	十万人以上
選挙人の数	満	上	上	上	上

七 町村

金額	八九五三円	八九五三円	一六六三三円	二八、六六六円	四三、六三三円	五三、五七五円	六三、五三八円
選挙人の数	一千人未満	一千人以上二千九千人未満	三千人以上四万九千人未満	五万人以上九万九千人未満	十万人以上	十五万人以上	二十万人以上
選挙人の数	満	上	上	上	上	上	上
金額	八九五三円	八九五三円	一六六三三円	二八、六六六円	四三、六三三円	五三、五七五円	六三、五三八円
選挙人の数	一千人未満	一千人以上二千九千人未満	三千人以上四万九千人未満	五万人以上九万九千人未満	十万人以上	十五万人以上	二十万人以上
選挙人の数	満	上	上	上	上	上	上

附則

この法律は、公布の日から施行する。

第十三条第四項及び第五項中「若しくはは地方事務所」を「地方事務所若しくはは認定出先機関」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 支庁、地方事務所及び認定出先機関のない都道府県については、前各項の規定によつて計算した経費の基準額に百分の二十を乗じて得た額を加算する。

第十四条第一項の表中「三〇〇」を「三四〇」に、「二二〇」を「二八〇」に改める。

第十六条中「及び地方事務所」を、「地方事務所及び認定出先機関」に改める。

第十七条第二項中「二十八万八千五百二十三円」を「十九万六千七百三十八円」に改め、同条第三項中「三六、七八九」を「四九、四三〇」に、「三三、四二五」を「三三、三三五」に、「三三、九三三」を「四六、七二二」に、「二九、四五八」を「二九、六〇八」に改める。

〔本多市郎君登壇、拍手〕

○本多市郎君 たいだいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、最近の公務員の給与の実態、鉄道旅客運賃及び電信電話料金の改訂、物価の変動その他現行法施行の状況にかんがみ、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会に交付するものの基準を改正するものであります。すなわち超過勤務手当、人夫賃、旅費、通信費及び用紙費等の単価を改訂し、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人、選挙立会人等の費用弁償額を引き上げ、都道府県の支庁及び地方事務所以外の出先機関のうち、選挙事務を行うもので自治庁長官が認定したものに對しては経費を交付するものとし、その基本額を定めるとともに、これらの機関のない都道府県については基準額の二割に当る額を加算するものとし、旅費及び通信費の加算の基準となる距離を縮め、市区町村数、投票所、開票所の数等の増減に伴い、経費の積算基準を実情に即するように改める等が改正の主要点であります。

地方行政委員会におきましては、三月五日、田中内務大臣より提案理由の説明を聞いた後、数回にわたり、政府

当局との間に質疑応答を重ねましたが、その詳細については速記録によつてごらんを願います。

三月十二日、討論に入り、加瀬委員は社会党を代表して、投票開票等の立会人に対する費用弁償等、各種の選挙執行経費の基準をより実情に即せしめるように、特段の措置を講ずべきことを政府に要望して本法案に賛成する旨を述べられました。かくて採決の結果、全会一致をもって本法案は原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。

次会の議事日程は、決定次第公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十二分散会

○本日の会議に付した案件

- 一、国土総合開発審議会委員及び日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

一、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件、(海外移住審議会委員)  
一、日程第一 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案  
一、日程第二 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君  
副議長 寺尾 豊君

議員

- 宮城タマヨ君 早川 慎一君
- 野田 俊作君 中山 福藏君
- 豊田 雅孝君 常岡 一郎君
- 竹下 豊次君 村上 義一君
- 廣瀬 久忠君 大谷 實雄君
- 武藤 常介君 川口爲之助君
- 島村 軍次君 石井 桂君
- 松岡 平市君 加賀山之雄君
- 堀 末治君 有馬 英二君
- 苦米地英俊君 近藤 鶴代君
- 上林 忠次君 佐藤 尙武君
- 藤野 繁雄君 西川甚五郎君
- 谷口弥三郎君 杉山 昌作君
- 後藤 文夫君 石黒 忠篤君
- 一松 定吉君 本多 市郎君
- 草葉 隆圓君 仲原 善一君
- 堀本 宜寛君 手島 栄君
- 鈴木 万平君 大沢 雄一君
- 西川弥平治君 重政 庸徳君

- 土田国太郎君 斎藤 昇君
- 雨森 常夫君 迫水 久常君
- 三木與吉郎君 木島 虎藏君
- 関根 久藏君 最上 英子君
- 岩沢 忠泰君 三浦 義男君
- 高野 一夫君 宮田 重文君
- 小柳 牧衛君 木内 四郎君
- 青山 正一君 植竹 春彦君
- 石原幹市郎君 重宗 雄三君
- 中山 壽彦君 泉山 三六君
- 小林 英三君 大野木秀次郎君
- 井村 徳二君 稲浦 鹿藏君
- 吉江 勝保君 平島 敏夫君
- 後藤 義隆君 勝俣 登君
- 佐藤清一郎君 西岡 ハル君
- 宮澤 喜一君 横山 フク君
- 榊原 亨君 青柳 秀夫君
- 白井 勇君 山本 米治君
- 寺本 廣作君 小幡 治和君
- 郡 祐一君 西郷吉之助君
- 小林 武治君 紅露 みつ君
- 木暮武太夫君 石坂 豊一君
- 下條 康麿君 野村吉三郎君
- 笹森 順造君 林屋亀次郎君
- 青木 一男君 江藤 智君
- 田中 茂穂君 大矢 正君
- 中野 文門君 森中 守義君
- 北村 暢君 鈴木 強君
- 藤田藤太郎君 松永 忠二君
- 木下 友敬君 平林 剛君
- 山本 經勝君 岡 三郎君
- 亀田 得治君 秋山 長造君
- 久保 等君 柴谷 要君

- 安部キミ子君 近藤 信一君
- 千葉 信君 戸叶 武君
- 大倉 精一君 竹中 勝男君
- 松澤 兼人君 河合 義一君
- 成瀬 幡治君 藤田 進君
- 田中 一君 赤松 常子君
- 野溝 勝君 松本治一郎君
- 三木 治朗君 東 隆君
- 荒木正三郎君 市川 房枝君
- 八木 幸吉君 岩間 正男君
- 横川 正市君 大竹平八郎君
- 鈴木 壽君 大河原 次君
- 伊藤 顕道君 天坊 裕彦君
- 千田 正君 光村 甚助君
- 坂本 昭君 阿部 竹松君
- 安部 清美君 松澤 靖介君
- 榊 繁夫君 海野 三朗君
- 中村 正雄君 相馬 助治君
- 小西井義男君 高田なほ子君
- 片岡 文重君 重盛 壽治君
- 羽生 三七君 山下 義信君
- 清澤 俊英君

参議院会議録第十二号中正誤

頁 段 行 誤 正  
一 一 品 化学的全成 品 化学的合成

昭和三十三年三月十三日 参議院会議録第十三号

一四

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定價	一部	十五円
	(但し良質紙は二十円)	
	(郵送料別)	
發行所	東京部新宿区市谷本村町一五	
	大蔵省印刷局	
	電話九段四三二一號官局	